

○那須烏山市立図書館設置及び管理条例

平成17年10月1日条例第150号

改正

平成18年12月11日条例第40号

平成21年12月8日条例第26号

平成23年11月30日条例第25号

平成29年3月1日条例第5号

那須烏山市立図書館設置及び管理条例

(趣旨)

**第1条** この条例は、図書館法（昭和25年法律第118号。以下「法」という。）第10条及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2の規定に基づき、市立図書館の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

一部改正〔平成21年条例26号〕

(設置等)

**第2条** 図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保有して一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的として、市に市立図書館（以下「図書館」という。）を設置する。

2 図書館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
那須烏山市立烏山図書館	那須烏山市中央1丁目18番39号
那須烏山市立南那須図書館	那須烏山市田野倉65番地1

(図書館奉仕)

**第3条** 図書館は、法第3条の規定に基づき、次に掲げる事業を行う。

- (1) 図書館資料（法第3条第1号に規定する図書館資料をいう。以下同じ。）の収集、整理及び保存
- (2) 図書館資料の館内閲覧及び館外貸出
- (3) 読書案内及び読書相談
- (4) 時事に関する情報及び参考資料の紹介並びに調査研究に対する援助
- (5) 読書会、研究会、講演会、鑑賞会、映写会、資料の展示等の主催及び開催の奨励
- (6) 館報その他読書資料の発行
- (7) 他の図書館、学校、公民館、研究所等との連絡、協力及び図書館資料の相互貸借
- (8) その他図書館設置の目的達成のために必要な事項

一部改正〔平成21年条例26号・23年25号〕

(管理)

**第4条** 図書館の管理は、市の教育委員会（以下「教育委員会」という。）が行う。

- 2 教育委員会は、図書館を常に良好な状態において管理し、その設置の目的に応じて最も効率的に運営しなければならない。
- 3 教育委員会は、図書館の運営に関し、那須烏山市立図書館協議会設置及び運営条例（平成17年那須烏山市条例第153号）により設置された市立図書館協議会から意見又は提言があったときは、その内容を十分に尊重し、図書館の運営に反映させるよう努めなければならない。
- 4 教育委員会は、図書館の設置の目的を効果的に達成するために必要があると認めるときは、地方自治法第244条の2第3項に規定に基づき、同項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に図書館の管理を行わせることができる。
- 5 前項の規定により指定管理者に図書館の管理を行わせる場合における当該指定管理者の指定の手續等については、那須烏山市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成18年那須烏山市条例第21号）の定めるところによる。
- 6 指定管理者が行う管理の業務の範囲は、次のとおりとする。
  - (1) 図書館が行う前条各号に掲げる事業の運営に関すること。
  - (2) 図書館（これに附属する設備を含む。以下同じ。）の維持管理に関すること。
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認めること。
- 7 教育委員会は、前3項の規定により指定管理者に図書館の管理を行わせる場合においても、次の各号のいずれかに該当するため、必要があるときは、前項に規定する指定管理者が行う管理の業務の全部又は一部を自ら行うものとする。
  - (1) 指定管理者を指定することができないとき。
  - (2) 指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて指定管理者が行う管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。
  - (3) 指定管理者が災害その他やむを得ない事由によりその管理の業務の全部又は一部を行うことが困難となったとき。
- 8 第4項から前項までの規定により指定管理者に図書館の管理を行わせる場合における第4条、第4条の2、第5条から第8条まで、第10条から第12条まで及び第14条の規定の適用については、第4条第2項及び第3項、第4条の2及び第5条第2項中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と、同項中「前項」とあるのは「教育委員会の承認を得て、前項」と、第6条第2項中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と、「臨時」とあるのは「教育委員会の承認を得て、臨時」と、第7条、第8条、第10条、第11条第1項中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と、同項第3号中「職員」とあるのは「指定管理者」

と、同条第2項中「教育委員会」とあるのは「教育委員会及び指定管理者」と、第12条第2項及び第14条中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」とする。

追加〔平成23年条例25号〕、一部改正〔平成29年条例5号〕

(職員の配置)

**第4条の2** 教育委員会は、法第13条の規定に基づき、図書館に館長、司書その他必要な職員を置くものとする。

追加〔平成23年条例25号〕、一部改正〔平成29年条例5号〕

(開館時間)

**第5条** 図書館の開館時間は、午前9時30分から午後7時までとする。

2 教育委員会は、特に必要があるときは、前項の開館時間を変更することができる。

一部改正〔平成18年条例40号・21年26号・23年25号・29年5号〕

(休館日)

**第6条** 図書館の休館日は、次のとおりとする。

(1) 毎週月曜日

(2) 12月30日から翌年1月3日まで

(3) 特別整理期間(毎年1回10日以内の期間において館長が必要と定める期間をいう。)

2 教育委員会は、特に必要があるときは、臨時に休館日を定め、又は前項の休館日に図書館を利用させることができる。

一部改正〔平成18年条例40号・21年26号・23年25号・29年5号〕

(利用の制限)

**第7条** 教育委員会は、図書館又は図書館資料の利用が次の各号のいずれかに該当するときは、その利用を停止し、又は制限することができる。

(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。

(2) 図書館又は図書館資料を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、図書館又は図書館資料の管理上支障があるとき。

全部改正〔平成23年条例25号〕、一部改正〔平成29年条例5号〕

(許可施設等の使用の許可)

**第8条** 図書館のうち多目的ホール、団体活動室及び展示ホール並びに当該施設に附属する設備(以下「許可施設等」という。)を使用しようとする者は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。当該許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 教育委員会は、前項の許可をするときは、図書館の管理上必要な条件を付することができる。

全部改正〔平成23年条例25号〕、一部改正〔平成29年条例5号〕

(権利の譲渡等の禁止)

**第9条** 前条第1項の規定による使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、その権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

一部改正〔平成23年条例25号〕

(特別の設備の制限)

**第10条** 使用者は、許可施設等を使用するに当たって、特別の設備をし、又は備付けの物品以外の物品を使用するときは、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。

一部改正〔平成23年条例25号・29年5号〕

(使用の許可の取消し等)

**第11条** 教育委員会は、使用者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は図書館の管理上特に必要があるときは、使用の許可の条件を変更し、若しくは使用を停止し、又は使用の許可を取り消すことができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正な行為により使用の許可を受けたとき。
- (3) 使用の許可の条件又は職員の指示に従わないとき。

2 前項の措置によって使用者に損害が生じることがあっても、教育委員会はその責めを負わない。

一部改正〔平成23年条例25号・29年5号〕

(原状回復の義務)

**第12条** 使用者は、許可施設等の使用が終わったときは、速やかに当該許可施設等を原状に回復し、又は搬入した物件を撤去しなければならない。前条第1項の規定により使用の停止又は使用の許可の取消しの処分を受けたときも、同様とする。

2 使用者が前項の義務を履行しないときは、教育委員会において原状に回復し、これに要した費用は、使用者の負担とする。

一部改正〔平成23年条例25号・29年5号〕

(損害賠償の義務)

**第13条** 図書館又は図書館資料を利用する者（次条において「利用者」という。）は、故意又は過失により図書館又は図書館資料を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、教育委員会が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

一部改正〔平成23年条例25号〕

(遵守事項及び指示)

**第14条** 教育委員会は、利用者の遵守事項を定め、かつ、図書館の管理上必要があると認めるときは、利用者に対し、その都度必要な指示をすることができる。

一部改正〔平成23年条例25号・29年5号〕

(委任)

**第15条** この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

一部改正〔平成23年条例25号〕

**附 則**

(施行期日)

1 この条例は、平成17年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の南那須町立図書館の設置及び管理に関する条例（平成14年南那須町条例第20号）又は烏山町立図書館設置条例（昭和50年烏山町条例第4号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

**附 則**（平成18年12月11日条例第40号）

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

**附 則**（平成21年12月8日条例第26号）

この条例は、平成22年4月1日から施行する。ただし、第1条、第4条及び第8条の改正規定は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成23年11月30日条例第25号）

(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に、この条例による改正前の那須烏山市立図書館設置及び管理条例の規定により市の教育委員会がした許可その他の行為又は市の教育委員会に対してなされた申請その他の行為（同日以後の利用に係るものに限る。）のうち、この条例による改正後の那須烏山市立図書館設置及び管理条例の規定により指定管理者に行わせるものとした業務に係るものは、同条例の規定により指定管理者がした許可その他の行為又は指定管理者に対してなされた申請その他の行為とみなす。

**附 則**（平成29年3月1日条例第5号）

この条例は、平成29年4月1日から施行する。